

平成21年(行ウ)第49号 木曾川水系連絡導水路事業公金支出差止請求事件

原告 小林 收 ほか91名

被告 愛知県知事 ほか 1名

## 第9 準備書面

2011 (平成23) 年8月5日

名古屋地方裁判所 民事第9部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 在 間 正 史

同 高 森 裕 司

同 濱 嶋 将 周

同 小 島 智 史

被告ら準備書面9に対して

### 第1 被告の主張・反論の要点

被告は、被告準備書面1 p 4を引用し、「木曾成戸地点における河川流量（原告代理人注・基準流量の誤記であろう）を50m<sup>3</sup>/sとする取り扱いは、木曾三川協議会により昭和40年に決定された木曾三川水資源開発計画等に基づく取り扱いとして行われてきたものであること、平成17年度になされた塩化物イオン濃度の観測結果は、その取り扱いが相当であるかを検討するべく、ヤマトシジミの生息と木曾成戸地点における流量の関係の検討を行ったというものである。」、

「木曾成戸地点における維持流量はそれまでの歴史的経緯を踏まえて50m<sup>3</sup>/sと設定されたものであって、木曾成戸地点下流におけるヤマトシジミの生息に関する調査はこの設定が相当であるかを検討したものである」と繰り返し述べ（被

告準備書面 9 p 4、6)、ついには「ヤマトシジミの生息のために必要な流量として河川維持流量が定められたものではないのである」と主張している(被告準備書面 9 p 8)。

## 第2 議論の前提の確認

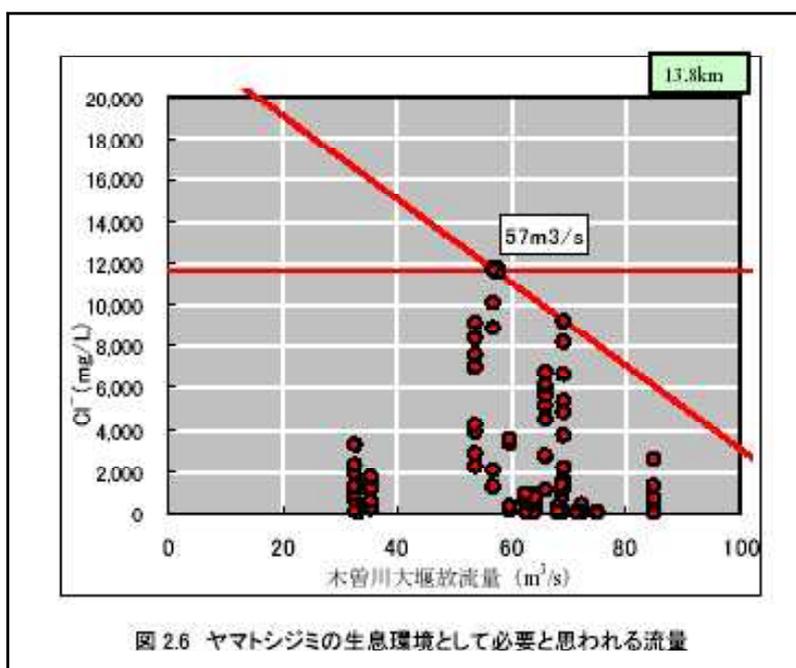
本件導水路事業の根拠は、木曾川水系河川整備計画において、流水の正常な機能の維持に関する目標として、動植物の生息・生育等の河川環境を改善するため、木曾川では、木曾成戸地点において、異常渇水時〔平成6年(1994)渇水相当〕には徳山ダム渇水対策容量の利用により40m<sup>3</sup>/sの流量を確保して、維持流量の一部を回復すると記載され(乙8 p 2-8)、河川整備の実施に関する事項として、徳山ダムに確保された渇水対策容量53,000千m<sup>3</sup>のうち40,000千m<sup>3</sup>の水の一部は長良川を経由して木曾川に導水する木曾川水系連絡導水路の整備が記載(乙8 p 3-23)されていることである。

その前提となり、根拠となっているのが、上記の一部が回復される維持流量である、木曾川水系河川整備基本方針における木曾川の今渡地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量のかんがい期概ね150m<sup>3</sup>/s、非かんがい期概ね80m<sup>3</sup>/sの一部をなす河口～木曾川大堰(成戸地点下流)の河川維持流量50m<sup>3</sup>/sである。

木曾川水系河川整備基本方針における木曾川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量を検討した根拠資料は乙46『木曾川水系河川整備基本方針 流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する資料(案)』(以下「基本方針資料」という)であり、さらにそれを具体的に説明した根拠資料は乙47『木曾川水系河川整備基本方針 流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する説明資料(案)[木曾川編]』(以下「基本方針説明資料」という)である。これらの根拠資料において、河口～木曾川大堰の河川維持流量50m<sup>3</sup>/sの根拠となっているのは、基本方針資料で、動植物の生息または生育として、河口から木曾川大堰区間においては、感潮域における代表種(シジミ・原告代理人注ヤマトシジミ)の生息・産卵に必要な流量を算出すると、木曾川大堰下流で約50m<sup>3</sup>/sとなっていることである。その根拠となっているのは、基本方針説明資料において、「動植物の生息地または生育地の状況」からの必要流量は、木曾川大堰下流の感潮区間については、移動性が少なく、汽水環境の指標種となりうるヤマト

シジミを対象に、瀕死（原告代理人注・斃死の誤記である）が起こらない流量を設定するものとし（p 10）、塩素イオン濃度と流量の関係式を作成し（図1）、ヤマトシジミが生存できる限界という塩素イオン濃度11,600 mg/Lを上回らないのに必要な流量は概ね50 m<sup>3</sup>/s以上であることを確認したとし、以上によりA区間（河口～木曾川大堰の区間）における必要流量は50 m<sup>3</sup>/sとする（p 14）、と記載されていることである。

図1 塩素イオン濃度と木曾川大堰放流量



そして、木曾川水系河川整備基本方針を審議した河川整備基本方針検討小委員会では、河口～木曾川大堰の河川維持流量50 m<sup>3</sup>/sの設定の根拠としてヤマトシジミが生息・産卵するのに必要な流量によってその検討をしたことが説明されているが、その際、木曾川大堰の利水上制限流量の木曾成戸地点の基準流量50 m<sup>3</sup>/sは、木曾三川協議会が昭和40年に下流の漁業に配慮して設定した（単に「下流の漁業」と言うことによって、下流の漁業としてヤマトシジミ漁に配慮して設定されたかのように思わせている巧妙な説明である）歴史的経緯があると説明されている（乙48、49）。

### 第3 木曾三川協議会における木曾川大堰利水上制限流量50 m<sup>3</sup>/sの設定経緯

1 被告は、利水上制限流量の木曾成戸地点における基準流量を50 m<sup>3</sup>/sとする取り扱いは、木曾三川協議会により昭和40年に決定された木曾三川水資源開発

計画等に基づく取り扱いとして行われてきたと主張するだけで、木曾三川協議会が上記基準流量を決定するに至る経緯については、全く述べていない。

被告が木曾成戸地点の維持流量は歴史的経緯を踏まえて50m<sup>3</sup>/sと設定されたと主張する以上、上記基準流量を決定するに至る経緯を明らかにすることは当該主張をする者が主張・立証責任として行わなければならないことである。

2 木曾三川協議会が上記基準流量を決定するに至る経緯は、第6準備書面において詳細に述べたとおりである。

(1) 木曾川における河川維持用水量（河川維持流量）の具体的な記載は、木曾地域総合開発審議会木曾川水系水利現況調査報告書での1947（昭和22）年における木曾川水系全体の利水量のなかの河川維持用水50.5m<sup>3</sup>/sの記載に始まり、愛知県総合開発調査報告書において、1952（昭和27）年調査に基づき、笠松以下の舟運に必要な流量は50.5m<sup>3</sup>/といわれていると記載され、1958（昭和33）年愛知県地方計画書の「利水の現況」において、舟航用水として、舟航に必要な水深を維持するに足る水量は50.5m<sup>3</sup>/といわれていると記載されている。

木曾三川協議会が木曾三川水資源開発計画を作成したとき、木曾川の基準流量地点と基準流量につき、今渡地点100m<sup>3</sup>/sのほか、その下流の成戸地点50m<sup>3</sup>/sが設定された。この検討をした木曾三川協議会作業部会においては、河川維持用水については、中部地方建設局からは、舟航のための50.5m<sup>3</sup>/sが一応生きている、以前から河川維持用水は50.5m<sup>3</sup>/sといわれていたとの説明が、東海農政局からは、1964（昭和39）年10月『木曾川総合農業水利計画概要』では、計画策定の前提条件は、河川維持用水については、昭和30年の舟航用水のための必要を理由とする50.5m<sup>3</sup>/sのままという説明がなされている。

そして、木曾川の基準流量地点と基準流量の成戸地点50m<sup>3</sup>/sの設定作業において議論されていたのは、水質、特に三興製紙祖父江工場からの排水を稀釈して水質を改善するために必要な流量であった。漁業については、同工場排水によって悪化した水質と海区の河口海域のノリ漁業と関係が話題にあがったが、ノリ漁業自体のための基準流量の検討がなされたことはなかった。漁業への影響として、河川下流でのヤマトシジミ漁への影響は話題にもあがることは

なく、ヤマトシジミが生息できる塩分濃度になるために必要な流量として基準流量を検討することはなかった。

以上が、木曾三川協議会が木曾川の木曾川大堰における利水上制限流量として木曾成戸地点に基準流量50m<sup>3</sup>/sを設定するに至る経緯である。被告は、歴史的経緯を踏まえて維持流量50m<sup>3</sup>/sを設定したと主張して主張・立証責任があるにもかかわらず、上記のことについて、何の主張も反論もしないのである。

(2) 木曾川の基準流量地点と基準流量につき、今渡地点100m<sup>3</sup>/sのほかに成戸地点50m<sup>3</sup>/sを加えることについては、1963(昭和38)年10月30日『木曾三川水資源開発計画 作業部会討議資料』に基づき、同日、同年11月18日、および同年12月5日に木曾三川協議会作業部会において議論され、1964(昭和39)年に入って、6月19日、7月7日の木曾三川協議会作業部会の議論を経て、10月23日に「木曾三川水資源開発計画」案がまとめられた。

『木曾三川水資源開発基本計画』その他木曾三川協議会の文書の管理は、文書作成者であり木曾三川協議会の庶務をつとめていた建設省中部地方建設局(省庁再編により現在は国土交通省中部地方整備局)が行っている。

国土交通省中部地方整備局は、上記作業部会討議資料と上記木曾三川協議会作業部会の議事録、上記「木曾三川水資源開発計画」案を、書庫等の探索を行ったが該当文書は発見できず、保有していないのであった。また、愛知県も廃棄済みによって保有していなかった。

国土交通省は、木曾川水系河川整備基本方針策定に際しての河川整備基本方針検討小委員会や木曾川水系河川整備計画策定に際しての木曾川水系流域委員会において、木曾川大堰の放流量50m<sup>3</sup>/s(木曾川の成戸地点基準流量50m<sup>3</sup>/s)は木曾三川協議会が昭和40年に下流の漁業に配慮して設定した歴史的経緯があると説明しているが(乙48、49等)、国土交通省は、木曾三川協議会の木曾川の基準流量の設定について議論したときの資料および議事録もなく、つまり根拠資料もなく上記説明をしていたのである。

被告は、歴史的経緯踏まえて維持流量50m<sup>3</sup>/sを設定したと主張して主張・立証責任があるにもかかわらず、上記のことについて、何の主張も反論もしないのである。

#### 第4 木曾川水系河川整備基本方針および整備計画における河川維持流量の設定

1 上記第2で述べたように、本件導水路事業の根拠は、木曾川水系河川整備計画において、流水の正常な機能の維持に関する目標として、動植物の生息・生育等の河川環境を改善するため、木曾川では、木曾成戸地点において、異常渇水時〔平成6年(1994)渇水相当〕には徳山ダム渇水対策容量の利用により40m<sup>3</sup>/sの流量を確保して、維持流量の一部を回復すると記載されていることである。その前提となり、根拠となっているのが、上記の一部が回復される維持流量である、木曾川水系河川整備基本方針における木曾川の今渡地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量のかんがい期概ね150m<sup>3</sup>/s、非かんがい期概ね80m<sup>3</sup>/sの一部をなす河口～木曾川大堰（成戸地点下流）の河川維持流量50m<sup>3</sup>/sである。

木曾川水系河川整備基本方針における木曾川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量を検討した根拠資料は乙46基本方針資料であり、さらにそれを具体的に説明した根拠資料は乙47基本方針説明資料である。これらの根拠資料において、河口～木曾川大堰の河川維持流量50m<sup>3</sup>/sの根拠となっているのは、基本方針資料および基本方針説明資料で、動植物の生息または生育として、河口から木曾川大堰区間においては、感潮域における代表種であるヤマトシジミの生息・産卵に必要な流量として斃死が起こらない流量を設定するものとし、塩素イオン濃度と流量の関係式を作成し（図1）、ヤマトシジミが生存できる限界という塩素イオン濃度11,600mg/Lを上回らないのに必要な流量は概ね50m<sup>3</sup>/s以上であることを確認したというものである。

2 被告も自認するように、木曾川水系河川整備基本方針の流水の正常な機能を維持するために必要な流量として木曾成戸地点下流における河川維持流量50m<sup>3</sup>/sの設定が相当であるかを検討するために、基本方針説明資料記載のヤマトシジミの生息に関する調査検討が行われたのである。

原告第7準備書面でも述べたように、1997(平成9)年改正河川法のもとの河川整備基本方針や河川整備計画においては、河川維持流量は従前の「歴史的経緯」のような曖昧で客観性も科学的実証性もないものによることはできず、科学的な根拠に基づいて決定されなければならない。木曾川水系河川整備基本方針および河川整備計画においては、木曾川大堰地点（木曾成戸地点）から河口における河川維持流量を、従前の木曾川大堰の利水上制限流量50m<sup>3</sup>/sのような曖昧

ものでなく、この50m<sup>3</sup>/sの検証を含めて、科学的、客観的に根拠付けられた流量にするため、基本方針説明資料に記載されているようなヤマトシジミの生存に必要な流量によって検討がなされたのである。

したがって、基本方針説明資料に記載されているヤマトシジミの生存に必要な流量50m<sup>3</sup>/sが科学的根拠のないものであれば、木曾川大堰地点(木曾成戸地点)から河口における河川維持流量50m<sup>3</sup>/sは、その根拠に客観性も科学的実証性もないものであって、河川維持流量とするために必要な基礎を欠いているものである。

「ヤマトシジミの生存に必要な流量50m<sup>3</sup>/s」が何の科学的根拠もないことは第7準備書面で詳細に述べたとおりである。

## 第5 求釈明

- 1 被告は、「ヤマトシジミの生息のために必要な流量として河川維持流量が定められたものではないのである」と主張している(被告準備書面9p8)。

それでは、被告は、木曾成戸地点より下流の河川維持流量50m<sup>3</sup>/sは何のために定められたというのか。また、その目的について、どのような検討作業を行って根拠づけられて、上記河川維持流量が定められたというのか。

- 2 被告は、「平成19年11月22日に開催された第9回木曾川水系流域委員会において、木曾成戸地点における維持流量50m<sup>3</sup>/sの科学的根拠に関する議論がなされたが、その議論を踏まえて木曾川水系河川整備計画の内容が検討され(甲22)、その後の法定手続を経て同整備計画が適法に策定されたのである。」と主張する。

木曾川水系整備計画が「適法に」策定されたという具体的な根拠は何か。

- 3 被告は、「木曾成戸地点における維持流量はそれまでの歴史的経緯を踏まえて50m<sup>3</sup>/sと設定されたもの」と主張する。

被告は、上記のことを含めて、木曾川水系河川整備基本方針および同河川整備計画が適法に策定されたことを明らかにする人証による立証は行わないのか。